

令和7年1月23日

茨城県知事  
大井川 和彦 殿

幸福実現党 茨城県本部代表 大貫秀子

### 事務職採用試験における国籍要件撤廃の見直しを求める要望書

令和6年12月10日、茨城県では来年度の職員採用試験から事務職の国籍要件を外し、どの国籍の人でも試験を受けられるようにする方針との報道がありました。本件については国及び地方公共団体における安全保障上のリスクがあるため、以下のように要望いたします。

地方自治体における公務員の任用は、公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とされます。これは、政府および最高裁判所の一致した見解ですが、他方で、「公権力行使等地方公務員」でなければ、日本国籍を有しない者を採用しても構わないとも解釈できます。貴県においては、こうした判断から、国籍要件の撤廃を決められたと思われまます。

しかしながら、国家公務員においては、採用試験に国籍要件が明確に設けられております。外務省や観光庁など、地方自治体以上に外国人と多く接する省庁もありますが、厳にこれが守られています。

国としては、地方公務員の外国籍を有する者の任用について、「地方自治の尊重」から、明確な禁止には至ってはいないと考えられますが、「公権力行使等」の範囲は曖昧であり、実際のところ、その線引きは非常に困難です。組織とは、有機的なものであり、たとえ管理職でなくも、管理職以外の職員も行政の事務事業の遂行には政策決定や条例等の改廃、事業計画や実施等の過程で、公権力行使の判断に影響を与えることが十分に可能です。つまり、「公の意思形成への参画に携わる」ことができるのです。

また、外国人の立場から言えば、管理職に就くことを禁じられることは、公務員に採用されても出世が頭打ちとなることを意味します。これではモチベーションが高まらず、貴県が欲するような優秀な外国人人材が採用試験に集まりづらくもなります。

従って、「国民主権」を危うくする重大なリスクを冒しながら、得られる成果は乏しいと言わざるを得ません。

そもそも、「地方自治」と言っても、安全保障をおぎなりにすることは許されません。中国や北朝鮮の軍事的脅威が高まるなか、「国家主権」というものを忘れ、国家をバラバラにしたり、他国の侵略を招いたりような「地方自治」では健全ではなく、住民の「生命や安全、財産」を守ることできません。

既に、中国籍等の職員による情報流出事件が、官民を問わず数多く発生しています。

2023年には、国立研究開発法人「産業技術総合研究所」において中国籍の研究者が研究データを中国企業にメールで送り逮捕されました。同年、東京都のパスポートセンターで窓口業務を担当していた委託業者の中国籍の職員が申請者など1900人以上の個人情報をも不正に持ち出した事件が発生しました。今回、貴県で事務職の国籍要件を外すことにより、県民に関する情報漏洩等の深刻な問題が発生するリスクがあります。

こうした問題の背景には、中国の「国家情報法」が密接に絡んでいるとも言われております。同法では、国民に対し、中国の情報活動に協力することを義務付ける一方で、大きな貢献があった者に対し、「表彰及び報奨を行う」と定められています。上記の流出事件と中国政府との関係性は不明ですが、中国の法律で、情報活動が奨励されているのは厳然たる事実です。

また、有事の際は、「国防動員法」に基づき、中国籍を有し、18歳から60歳までの男性及び18歳から55歳までの女性が「国防勤務」を担うことを拒否できず、中国軍の支援等を行うこととなります。貴県においては今回の国籍要件の撤廃を決定するにあたり、こうした情報漏洩や安全保障上のリスクを十分に検討したのか極めて大きな疑問があります。

上記の理由により、県民情報流出のリスクを避け、県民の安心安全な暮らしを守るために次の事項を強く要望します。

#### 記

1. 事務職採用の国籍要件の撤廃を見直すこと。
2. 業務委託先を含めて、県民情報流出などの安全保障上のリスクがないか徹底して調査すること。
3. 事務職採用の国籍要件撤廃に至る経緯を説明会及び広報誌等のあらゆる媒体を活用して県民に説明すること。

以上